

府子本第423号  
28文科初第458号  
雇児発0620第28号  
平成28年6月20日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
各中核市市長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
西崎文平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
香取照幸

(印影印刷)

「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」の  
一部改正について

標記については、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査に  
ついて」（府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号平成27年12月7日内閣府  
子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家  
庭局長連名通知）により行われているところであるが、「特定教育・保育施設等におけ  
る重大事故の再発防止策に関する検討会最終とりまとめ」の公表について」（平成27年12

月25日事務連絡)、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・職業家庭両立課長・家庭福祉課長・保育課長連名通知)の発出に伴い、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成28年6月20日から適用することとしたので通知する。

新	旧
<p>(別添2)</p> <p style="text-align: center;"><b>特定教育・保育施設等監査指針</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準                  監査は、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。  <u>なお、特に③の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適切であることに留意すること。</u></p> <p>① 要確認情報                  ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）                  イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報</p> <p>② 実地指導において確認した情報                  法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った市町村が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報</p> <p>③ <u>重大事故に関する情報</u>                  死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 <u>死亡事故等の重大事故が発生した特定・教育保育施設等に係る留意点</u>                  特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、<u>検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該施設における対応状況等を確認すること。</u></p> <p>7 <u>特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導監督に反映させること。</u></p>	<p>(別添2)</p> <p style="text-align: center;"><b>特定教育・保育施設等監査指針</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準                  監査は、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。</p> <p>① 要確認情報                  ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）                  イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報</p> <p>② 実地指導において確認した情報                  法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った市町村が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報</p> <p>4～5 (略)</p>